

定 款

株式会社 鳥 取 銀 行

株式会社 鳥 取 銀 行 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当銀行は、株式会社鳥取銀行と称する。英文では、THE TOTTORI BANK, LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引
2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
4. 信託業務
5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、社債、株式等の振替に関する法律その他の法律により銀行が営むことのできる業務
6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

(本店の所在地)

第 3 条 当銀行は、本店を鳥取市に置く。

(機 関)

第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および鳥取市において発行する日本海新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)

第6条 当銀行の発行可能株式総数は、3,368万株とし、このうち普通株式は2,808万株、第一種優先株式は200万株、第二種優先株式は200万株、第1回第三種優先株式は80万株、第2回第三種優先株式は80万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当銀行は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当銀行の全ての種類の株式の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当銀行の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当銀行に対して請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当銀行が

売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

- ② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。
- ③ 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当銀行の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第2章の2 第一種優先株式

(優先配当金)

第12条の2 当銀行は、第46条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、他の優先株式を有する株主または他の優先株式の登録株式質権者と同順位にて、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の併合または分割、株式または新株予約権の無償割当て、株主に割当てを受ける権利を与える株式または新株予約権の募集ならびにこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって

定める配当年率（上限を８％とする）を乗じて算出した額の金銭（以下「第一種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して第12条の３に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

- ② ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第８号ロもしくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

（優先中間配当金）

第12条の３ 当銀行は、第47条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、他の優先株式を有する株主または他の優先株式の登録株式質権者と同順位にて、第一種優先株式１株につき、第一種優先配当金の額の２分の１を上限とする金銭（本定款において「第一種優先中間配当金」という。）を支払う。

（残余財産の分配）

第12条の４ 当銀行は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、他の優先株式を有する株主または他の優先株式の登録株式質権者と同順位にて、第一種優先株式１株につき、第一種優先株

式1株当たりの払込金額相当額を踏まえて第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額（ただし、第一種優先株式につき、株式の併合または分割、株式または新株予約権の無償割当て、株主に割当てを受ける権利を与える株式または新株予約権の募集ならびにこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

- ② 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

（議決権）

第12条の5 第一種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第一種優先株主は、定時株主総会に第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会の時より、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の時より、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

（取得請求権）

第12条の6 第一種優先株主は、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める当該優先株式の取得を請求することができる期間中、当銀行が当該優先株式を取得すると引換えに当該決議で定める算定方法により算出される数の当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。

（取得条項）

第12条の7 当銀行は、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議

で定める事由が生じた場合、法令上可能な範囲で、当該優先株式の払込金額相当額を踏まえて当該決議で定める額の金銭の交付と引換えに、当該優先株式の発行後に取締役会が別に定める日に、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。

② 一部取得をするときは、按分比例の方法により行う。

(一斉取得)

第12条の8 当銀行は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった第一種優先株式を、当該期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに各第一種優先株主に対し、その有する第一種優先株式数に第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の併合または分割、株式または新株予約権の無償割当て、株主に割当てを受ける権利を与える株式または新株予約権の募集ならびにこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。

② 前項の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

(株式の併合または分割および株式無償割当て)

第12条の9 当銀行は、株式の併合または分割を行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(除斥期間)

第12条の10 第48条の規定は、第一種優先配当金および第一種優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。

第2章の3 第二種優先株式

(優先配当金)

第12条の11 当銀行は、第46条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株式を有する株主（以下「第二種優先株主」という。）または第二種優先株式の登録株式質権者（以下「第二種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、他の優先株式を有する株主または他の優先株式の登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額に、第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当率（上限を10%とする）を乗じて算出した額の金銭（以下、「第二種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該基準日の属する事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して第12条の12に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

- ② ある事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(優先中間配当金)

第12条の12 当銀行は、第47条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、他の優先株式を有する株主または他の優先株式の登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式1株につき、第二種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（本定款において「第二種優先中間配当金」という。）を支払う。

(残余財産の分配)

第12条の13 当銀行は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、他の優先株式を有する株主または他の優先株式の登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえて第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。

- ② 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

第12条の14 第二種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会の時より、第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の時より、第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(取得条項)

第12条の15 当銀行は、第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める事由が生じた場合、当該優先株式の払込金額相当額を踏まえて当該決議で定める額の金銭の交付と引換えに、当該優先株式の発行後に取締役会が別に定める日に、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。

② 一部取得をするときは、按分比例の方法または抽選により行う。

(株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等)

第12条の16 当銀行は、第二種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

② 当銀行は、第二種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

③ 当銀行は、第二種優先株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

(除斥期間)

第12条の17 第48条の規定は、第二種優先配当金および第二種優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。

第2章の4 第三種優先株式

(優先配当金)

第12条の18 当銀行は、第46条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第三種優先株式を有する株主（以下、「第三種優先株主」という。）または第三種優先株式の登録株式質権者（以下、「第三種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、他の優先株式を有する株主または他の優先株式の登録株式質権者と同順位にて、各第三種優先株式1株につき、各第三種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第三種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、各第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率（上限を8%とする）を乗じて算出した額の金銭（以下、「第三種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該基準日の属する事業年度において第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対して第12条の19に定める第三種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② ある事業年度において第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第三種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対しては、第三

種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(優先中間配当金)

第12条の19 当銀行は、第47条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、他の優先株式を有する株主または他の優先株式の登録株式質権者と同順位にて、各第三種優先株式1株につき、第三種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（本定款において「第三種優先中間配当金」という。）を支払う。

(残余財産の分配)

第12条の20 当銀行は、残余財産を分配するときは、第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、他の優先株式を有する株主または他の優先株式の登録株式質権者と同順位にて、各第三種優先株式1株につき、各第三種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえて各第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。

- ② 第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

第12条の21 第三種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(取得および消却)

第12条の22 当銀行は、各第三種優先株式を取得し、これを消却すること

ができる。

- ② 各第三種優先株式における会社法第459条第1項第1号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる。

(金銭を対価とする取得条項)

第12条の23 当銀行は、各第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、各第三種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる各第三種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を各第三種優先株主に対して交付するものとする。なお、各第三種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

- ② 当銀行は、各第三種優先株式の取得と引換えに、各第三種優先株式1株につき、各第三種優先株式の払込金額相当額を踏まえて各第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

(普通株式を対価とする取得条項)

第12条の24 当銀行は、各第三種優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める日に残存する各第三種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかる各第三種優先株式を取得するのと引換えに、各第三種優先株主に対し、その有する各第三種優先株式数に各第三種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、各第三種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は各第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では、交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。各第三種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(株式の併合または分割および無償割当て)

第12条の25 当銀行は、株式の併合または分割を行うときは、普通株式および第三種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第三種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(譲渡制限)

第12条の26 第三種優先株式を譲渡により取得することについては当銀行取締役会の承認を要する。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第13条 当銀行の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役頭取がこれを招集し、議長となる。

② 取締役頭取に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第19条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印して当銀行に保存する。

(種類株主総会)

第20条 第15条、第16条、第18条および第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

- ② 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。
- ③ 第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
- ④ 第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
- ⑤ 当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第二種優先株主、第三種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第21条 当銀行の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任方法)

第22条 取締役は、株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(役付取締役)

第24条 当銀行に、取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役を置くことができる。

(代表取締役)

第25条 取締役頭取は当銀行を代表する。

② 取締役会の決議をもって、取締役頭取以外の当銀行を代表する取締役を定めることができる。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任限定契約)

第27条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。

(取締役会の権限)

第28条 取締役会は、法令および本定款に定める事項のほか、当銀行の重要な業務執行を決定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第29条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役会長を置かないとき、または取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第30条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第31条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会規定)

第32条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

(取締役会の議事録)

第33条 取締役会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印して当銀行に保存する。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第34条 当銀行の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法および補欠監査役の選任の効力)

第35条 監査役は、株主総会において選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 補欠監査役の選任の効力は、選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第37条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任限定契約)

第39条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。

(監査役会の招集通知)

第40条 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第41条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第42条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

(監査役会規定)

第43条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。

第6章 計 算

(事業年度)

第44条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第45条 当銀行の剰余金の配当は、法令に別段の定めがあるもののほか、株主総会の決議をもってこれを行う。

(期末配当および基準日)

第46条 当銀行は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第47条 当銀行は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第48条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当銀行はその支払の義務を免れる。

(2023年6月23日改正)

以 上